

(No.436)

# ごかのお知らせ

## お知らせ

### ■土地・家屋の届出について (町民税務課)

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。年内に家屋の滅失(取り壊し)や増築・改築をされた場合、または売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合には、町民税務課まで届出ください。

また、土地の現況地目を変更している場合にも同様です。

ただし、すでに法務局で登記を済まされている場合には、届出をする必要はありません。

○堤防強化事業での移転者のみ  
なさんへ

年内に家屋(新家屋)が完成

し、買収契約した家屋(旧家屋)の取り壊しが年明けになると、新旧両方の家屋に固定資産税が課税されます。

固定資産税は1月1日現在での取扱になりますので、家屋の完成時期と買収家屋の取り壊し時期にご注意ください。

○お問い合わせ  
税務G(内線252)

### ■農業所得を申告されるみなさんへ (町民税務課)

農業所得については、収入の大小にかかわらず、すべて収支計算によって申告者ご自身で計算していただくこととなります。販売を行わず、家事消費のみでも同様ですのでご注意ください。また、道の駅「ごか」農産物直売所に出荷販売している方は農協からの清算書(販売伝票)を保存しておいてください。

なお、今年度も平成24年2月上旬に農業所得事前相談会を予定しています。

○農業所得の計算方法  
収入金額 - 必要経費

※通帳からの引き落としでは経費の内容が分からないことがあり  
ますので、必ず領収書や販売  
証明書などを受け取り、保存し  
ておいてください。

|| 所得金額

○お問い合わせ  
税務G(内線253)

### ■納税証明書について (町民税務課)

県税事務所では、車検用納税証明書の他に、次の2種類の証明書が発行できます。

①税目別、年度ごとの納税状況の証明書

②すべての県税についての未納のないことの証明書

申請前に、どちらが必要かご確認ください。

○申請に必要なもの  
・納税義務者の印鑑  
(法人は代表者の登録印)

・証明手数料(現金)  
(一件につき400円)

※代理人申請の場合は、委任状  
が必要です。

※直近(約2週間程度)に県税  
を納めた場合は、その領収書を  
ご持参ください。

○お問い合わせ  
茨城県筑西市県税事務所境支所  
☎(87)1120

### ■e-TAXによる電子申告をされる方へ (町民税務課)

電子申告には「電子証明書」  
を住民基本台帳カード(カード)  
に格納して使用します。カード

の即日発行はできませんので、  
カードを取得されていない方は  
お早めに申請してください。

カードの申請には、ICチップ  
の入った運転免許証と免許証  
の暗証番号、認印が必要です。

免許証の暗証番号で本人確認を  
します。免許証の内容に変更が  
あったり暗証番号を忘れた場合  
は、事前に警察署で変更手続き  
や番号の照会を済ませてくださ  
い。免許証をお持ちでない方は、  
文書照会・回答書のやりとり  
になります。詳しくは担当課まで  
お問い合わせください。

○お問い合わせ  
町民G(内線231)

### ■成人式典 (教育委員会)

○日時 平成24年1月8日(日)  
受付 午前9時45分  
開式 午前10時

○場所 中央公民館 講堂

○該当者 平成3年4月2日から平成4  
年4月1日までに生まれた方

○その他 11月1日を基準に該  
当者を把握させていただきまし  
たので、それ以降に転入された  
方は12月27日(火)までにご連絡  
ください。

○連絡先

教育委員会 生涯学習G  
☎(84)1460